

庁舎案内

山形市役所本庁舎

〒990-8540 旅籠町2-3-25 TEL 641-1212(代表)

11階	選挙管理委員会事務局
10階	工事検査課、指導監査課、環境課、ごみ減量推進課、廃棄物指導課
9階	まちづくり政策課、まちなみデザイン課、建築指導課、公園緑地課、住宅政策課
8階	教育企画課、教育総務課、学校教育課、社会教育青少年課、監査委員事務局
7階	道路整備課、河川整備課、道路維持課、建築課
6階	産業政策課、ブランド戦略課、観光戦略課、インバウンド推進室、農政課、農村整備課、森林整備課、農業委員会事務局
5階	防災対策課、文化創造都市課、情報企画課、スポーツ課、部活動地域移行推進室、文化スポーツ施設整備室
4階	総務課、職員課、行政経営課、財政課、契約課、資産マネジメント課、企画調整課、公共交通課
3階	秘書課、広報課、議会事務局
2階	市民税課、資産税課、納税課、生活福祉課、生活支援室、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、こども家庭支援課、こども家庭センター
1階	総合案内、市民課、市民相談課、国民健康保険課、会計課、こども未来課、指導監査室、保育育成課、守衛室
地階	食堂・売店

市立病院済生館

〒990-8533 七日町1-3-26 TEL 625-5555(代表)

11階	機械室
10階	外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、消化器内科、皮膚科、人間ドック
9階	呼吸器内科、歯科・歯科口腔外科、整形外科、眼科
8階	リハビリテーション室、脳神経外科、脳・血管放射線科、リハビリテーション科、病児・病後児保育室「ひなたぼっこ」
7階	人工透析室、内科、腎臓内科、血液内科、泌尿器科
6階	循環器内科、脳神経内科、消化器内科、内科、糖尿病・内分泌内科
5階	産婦人科、未熟児室、小児科、耳鼻咽喉・頭頸部外科
4階	手術室、外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、大会議室、中会議室、MEセンター
3階	臨床検査室、リハビリテーション室、管理課、医療情報管理室
2階	各科外来、臨床検査室、患者図書館、栄養指導室、入院センター、地域糖尿病センター
1階	各科外来、脳卒中センター、薬局、地域医療連携室、医事会計窓口、医療相談室、がん相談支援センター、医事業務室
地下1階	救急室、中央放射線室、中央材料室、物品管理センター
地下2階	給食業務室、機械室



消防本部

〒990-0041 緑町4-15-7 TEL 634-1199(代表)

3階	総務課、予防課、警防課、救急救命課
2階	通信指令課、東消防署本署

名称	所在地	電話番号
総務課	緑町4-15-7	634-1199
予防課		634-1195
警防課		634-1197
通信指令課		634-1198
救急救命課		634-1193
東消防署本署		634-1194
東消防署小荷駄町出張所	小荷駄町5-29	622-4621
東消防署高楯出張所	十文字448-4	686-3151
東消防署蔵王温泉出張所	蔵王温泉680-6	694-9244
西消防署本署	西崎9-1	643-6119
西消防署成沢出張所	成沢西4-6-19	688-2300
西消防署天神町出張所	天神町53	684-0019
市民防災センター	西崎9-1	643-1191

上下水道部

〒990-0836 南石関27 TEL 645-1177(代表)

3階	水道建設課、下水道建設課、浄水政策課
2階	総務課、経営企画課
1階	業務課、水道管路維持課、お客さまセンター、給排水センター

名称	所在地	電話番号
水運用センター	見崎川原52	681-8040
浄化センター	嶋南1-11-5	684-3272

東京事務所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル3階 +OURS八重洲
TEL 03-5202-2173 FAX 03-5202-2173

山形市保健所

〒990-8580 城南町1-1-1霞城セントラル

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 【4階】保健総務課、健康増進課、生活衛生課
土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【3階】母子保健課

月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日にも閉庁(閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページから「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください)。

詳しくは、82～86ページをご覧ください⇒

山形市動物愛護センター

〒990-0894 船町1030-1 TEL 681-1210 FAX 681-1211

開館時間 午前9時～午後5時

閉館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

詳しくは、87ページをご覧ください⇒

庁舎案内

〈以下は広告スペースです〉


山形ファイリング株式会社

内装仕上工事業 山形県知事許可(般-2)第101189号
オフィス家具販売

〒990-0047 山形市旅籠町3丁目5番39号
TEL 023-632-0085(代)
FAX 023-632-0068



相談

くらしの相談

問 市民相談課

TEL 641-1212(内線240) FAX 624-8418

相談	主な相談内容	曜日・時間	担当
一般相談	市政全般(苦情・要望・提言)に関することや、生活上の困り事、心配事などの相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市民相談課
土地の利活用相談	土地に関する許可制限等の相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	市民相談課
行政書士相談	官公署に提出する書類その他権利義務・事実証明に関する書類等の作成と手続きについての相談	毎月第2月曜日 午前9時～午後4時	県行政書士会山形支部
人権・困り事相談	人権および身の上に関する悩みごと	毎月第2火曜日 午後1時～4時	人権擁護委員
土地境界に関する相談	土地の境界に関する相談	毎月第2木曜日 午前10時～午後3時	県土地家屋調査士会山形支部
国の機関への行政相談	国の行政全般についての苦情・意見・要望	毎月第3火曜日 午前10時～午後3時	行政相談委員
登記手続相談	法務局に提出する不動産相続・売買・贈与等に関する登記書類作成手続き、土地建物全般に関する相談	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時	県司法書士会山形支部

相談	主な相談内容	曜日・時間	担当
司法書士相続登記相談	不動産の名義変更(相続登記)についての相談	毎月第2金曜日・第4月曜日 午前10時～午後4時	県司法書士会

※相談日については、毎月広報やまがたの1日号でお知らせしています。

消費生活相談

問 消費生活センター TEL 647-2211 FAX 647-2202

受付内容 消費者トラブルや多重債務に関することなど、消費生活に関わる相談全般

受付時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

※消費生活センターについては、110ページをご覧ください。

成年後見制度に関する相談

問 成年後見センター TEL 674-0680 FAX 645-9073

成年後見制度に関するさまざまな疑問や悩みにお答えします。相談をご希望の方は、まずは電話でご連絡ください。

- ▶ 成年後見制度ってどういうもの？
- ▶ 成年後見人ってどうすればお願いできるの？
- ▶ 将来に対する不安に備えておきたいのだけれど…
- ▶ 手続きをするにも自分だけでは自信がない…

相談日 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時30分

〈以下は広告スペースです〉

行政相談

役所の仕事やサービスで、お困りのことはありませんか？
困ったら一人で悩まず行政相談！

医療保険
年金

道路など
公共施設

社会福祉

役所の手続き

相談無料・秘密厳守

ご相談は、下記の番号まで。または、お近くの行政相談委員へ。
メール相談・オンライン相談も受け付けています。

山形市担当行政相談委員：毎月第3火曜日、山形市役所1階市民相談室で相談受付(予約不要)。

総務省行政相談センター

おこもりならまるまるくじーひゃくとおぼん

まぐみ山形 **0570-090110**

山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階

きくみ山形

行政相談マスコット
キクーン

ファースト相談室

問 男女共同参画センター TEL 645-8077 FAX 645-8055

相談	曜日	時間
一般相談	火・木・金・土曜日	午前
	月・水・日曜日	午後
法律相談	毎月第2・3・4金曜日	午後4時～6時
女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	相談を希望する場合はお問い合わせください。	

※各相談には事前の予約が必要です。

※一般相談の詳しい時間は、お問い合わせください。

※法律相談のご利用は、お一人年度内1回のみとなります。

※ファースト(男女共同参画センター)については、110ページをご覧ください。

教育相談・言語相談

問 総合学習センター TEL 645-6163 FAX 645-6164

教育相談室

子どもの発達や不登校などの相談をお受けします。

電話相談 TEL 645-6182 TEL 645-6183

メール相談 Eメール soudan-y@ymgt.ed.jp

来所相談 総合学習センター(城西町2-2-15)
1階の教育相談事務室へお越しください。

相談日 月～金曜日
午前9時30分～午後3時30分

適応教室『風』の開設(不登校児童生徒対象)

学校復帰と自立を促す学習支援、集団適応支援やさまざまな体験活動指導を行っています(学校を通してご相談ください)。

幼児ことばの相談室

就学前のお子さんの言葉のことで気になることなどご相談ください。

電話相談 TEL 645-6163

※詳しくは、山形市総合学習センターホームページをご覧ください。



少年相談

問 社会教育青少年課

TEL 641-1212(内線618) FAX 624-8443

青少年指導センター 少年電話相談・少年メール相談

学校のこと、家庭のこと、友だちのことやいじめなど、一人で悩まないで電話またはEメールで相談してみませんか。

少年電話相談 TEL 631-4425(直通)

電話相談日 月～金曜日 午後1時～5時
(年末年始・祝日は除く)

少年メール相談 少年メール相談は、山形市公式ホームページをご覧ください(24時間受け付け)。



対象 市内に在住・在勤・在学しているおおむね20歳未満の方またはその保護者など



家庭児童相談

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線574) FAX 624-8901

子育ての悩みや児童虐待の相談をお受けします。さまざまな子育て支援制度の活用や、内容によっては児童相談所などの関係機関と連携し対応します。

相談専用ダイヤル TEL 641-3636

相談日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日は除く)

外国人相談窓口

問 国際交流センター TEL 647-2275 FAX 647-2278

相談	時間	場所	対応言語
外国人相談窓口	火～金曜日 午前9時30分～ 午後6時	国際交流センター 事務室窓口	英語、韓国・朝鮮語、中国語
外国人専門相談窓口 (在留資格、帰化、永住、婚姻、家族の呼び寄せなど)	第1・3水曜日 午前11時～ 午後3時	国際交流センター 民間団体活動室	英語、韓国・朝鮮語、中国語

※専門相談日には、県行政書士会所属の行政書士が対応します。

※事前の申し込みは必要ありませんが、相談内容を事前にお知らせいただければ、よりの確なアドバイスができます。

また、上記以外の対応言語(タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語)については、事前の申し込みが必要です。

※国際交流センターについては、📖 110ページをご覧ください。

生きづらさに関する相談

生きているのがつらいとき、誰にも悩みを打ち明けられないときなど、相談しやすい方法で、お気軽にご相談ください。

▶ LINE 「生きづらびっと」

問 健康増進課 TEL 616-7275 FAX 616-7276



QRコードを読み取り、生きづらびっとをLINEの友だちに追加してください。

▶ 電話「#いのちSOS」

問 健康増進課 TEL 616-7275 FAX 616-7276

電話相談 ☎ 0120-061-338



※いずれもNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが実施する事業です。

▶ LINE つながりよりそいチャット

問 生活福祉課

TEL 641-1212(内線595) FAX 666-8684

孤独・孤立に関するさまざまな困り事や悩みを24時間365日いつでも気軽にLINEで相談できます。AIとデジタルソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)が丁寧に対応します。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉

まず、話してみよう、悩みやトラブル



弁護士
細谷 伸夫
山形県弁護士会所属

金銭

相続

離婚

会社取引

事故

土地、建物

刑事

その他



弁護士
菅原 謙
山形県弁護士会所属

細谷法律事務所 TEL 023-622-2591

山形市旅籠町一丁目14番29号 山形農協北門前



届け出・証明

届け出と証明

戸籍届

問 市民課4番窓口

TEL 641-1212(内線347)

FAX 624-8411

	届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの (▲印は該当する方のみ)	留意事項
出生届	生まれた日を含め14日以内	原則、出生子の父母	☒ 届け書 (医師または助産師の出生証明書付き) ☒ 母子健康手帳	●命名に使える字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
死亡届	亡くなったことを知った日から7日以内	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者など	☒ 届け書 (医師の死亡診断書付き)	●斎場および霊きゆう車(霊きゆう車は使用料が必要)を使用する場合、事前に市役所に電話予約をお願いします。
婚姻届	届け出日から効力が生じます	夫、妻	☒ 届け書 ▲国民健康保険被保険者証 (世帯主、氏に変更がある場合)	●住所の異動を伴う場合は、住民異動届が必要です。(48ページ参照) ●養子縁組を伴う場合は、別に届け出が必要です。 ●成人2人の証人が必要です。
離婚届	協議離婚の場合 届け出日から効力が生じます ----- 裁判離婚の場合 裁判の確定の日から10日以内	夫、妻 ----- 裁判の申立人	☒ 届け書 ▲国民健康保険被保険者証 (世帯主、氏に変更がある場合)	●配偶者が婚姻中の姓をそのまま名乗りたい場合は、別に届け出が必要です。 ●子どもが未成年者の場合は、親権者を定めてください。 ●養子縁組を伴う場合は、別に届け出が必要です。 ●協議離婚の場合は、成人2人の証人が必要です。 ●裁判離婚の場合は、その謄本および確定証明書が必要です。
養子縁組届	届け出日から効力が生じます	養親、養子 (※養子が15歳未満の場合は、法定代理人)	☒ 届け書 ▲国民健康保険被保険者証 (世帯主、氏に変更がある場合)	●養子が未成年の場合は、家庭裁判所の許可が必要です(直系卑属を除く)。 ●成人2人の証人が必要です。
転籍届	届け出日から効力が生じます	戸籍筆頭者、その配偶者	☒ 届け書	—

※「婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届」の届け出の際に、届け書をお持ちになった方の「本人確認」を行っています。

身分証明書をお持ちください(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)。

※「届け出人」は、届け書に署名する方をいい、実際に窓口にお持ちになる方は「使者」になります。

届け出・証明

〈以下は広告スペースです〉




 東北ろうきん
 アンバサダー
 高梨 臨

東北ろうきん
 ≪生活応援運動≫実施中！

東北労働金庫山形支店
 山形市木の実町 12-37
 TEL: 023-631-0511
<https://www.tohoku-rokin.or.jp>

住民異動届

問 市民課3番窓口

TEL 641-1212(内線345)

FAX 624-8411

届け出の種類	届け出期間	届け出に必要なもの(▲印は該当する方のみ)
転入届 (市外から異動してきた場合)	住み始めた日から14日以内	☒ 転出証明書 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード ▲住民基本台帳カード ※外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
転出届 (市外に異動する場合)	異動する前	▲国民健康保険被保険者証 ▲後期高齢者医療被保険者証
転居届 (市内で異動した場合)	住み始めた日から14日以内	▲国民健康保険被保険者証 ▲後期高齢者医療被保険者証 ▲マイナンバーカード ▲住民基本台帳カード ※外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届 ●世帯主変更 ●世帯合併 ●世帯分離	随時 (届け出の日から変更になります)	▲国民健康保険被保険者証

※住民異動の届け出の際に、来庁した方の「本人確認」を行っています。官公署の発行した身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)をお持ちください(通知カードは本人確認書類とはなりません)。

※住民異動届について、本人または同一世帯以外の方からの届け出には、異動者本人自署の委任状が必要です。

主な証明書の手数料等

問 市民課

TEL 641-1212(内線342)

FAX 624-8411

証明書の種類	手数料(1通)	備考
○住民票の写し	300円	住民票に記録されているもの 世帯全員、世帯一部、除かれた住民票(除票)
○住民票記載事項証明書	200円	住民票の記載事項について証明するもの
○広域交付住民票	300円	山形市以外に住民票登録をされている方の住民票の写し
○戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	450円	戸籍に記載されている内容の証明
○除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本) ○改製原戸籍謄本・抄本(昭和・平成)	750円	戸籍が消除されたもの 昭和22年・32年の法改正当時の戸籍およびコンピュータ化当時の戸籍
戸籍届書記載事項証明書 戸籍届け出受理証明書	350円 350円	各種の届け書を複写し、市長が認証した証明書 各種の届け出を受理した証明書(A4版の普通紙タイプの場合) ※上質紙を用いた賞状タイプの場合は1,400円
○戸籍の附票の写し	300円	住所異動の経過が記載されているもの 現在のもの、除附票および改製原附票
身分証明書	300円	禁治産または準禁治産の宣告、後見の登記、破産宣告 および破産手続を開始決定の各通知を受けていないことの証明
印鑑登録証の交付	300円	新規に印鑑登録された方に交付するカード
○印鑑登録証明書	300円	登録済みの印鑑登録原票を謄写したもの

○印のついた証明書は、平日午後6時まで市民課窓口で交付しています。

〈以下は広告スペースです〉

NHK 転居のご連絡・放送受信契約のご案内

お問い合わせ、お手続きはこちらから

ホーム
ページ

<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



スマホ・タブレットから簡単にアクセスできます。

割引・免除制度の詳細もご確認いただけます。

フリー
ダイヤル

0120-151515

午前9時～午後6時(土・日・祝も受付)



新規契約

テレビをお持ちで受信契約が
まだお済みでない場合



住所変更

世帯全員が移動する
お引越しの場合

あなたの声と受信料で公共放送

NHK 山形放送局
山形市桜町2-50

令和6年3月1日から市外に本籍地がある方でも戸籍証明書を請求できるようになりました。

証明書の種類	手数料	注意点
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	請求できる方 本人・配偶者・直系尊属・直系卑属
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	本人確認書類 官公庁発行の顔写真付きの身分証明書
改製原戸籍謄本	750円	請求できる場所 市民課2番窓口

※相続等の手続きのため出生から死亡までの連続した戸籍証明書を請求する場合は、本籍地への照会等の理由から即日交付できない場合があります。手続きに余裕を持ってお越しください。

住民票の写し、戸籍の証明書等の交付

問 市民課 TEL 641-1212(内線342) FAX 624-8411

各種証明書の交付が受けられる場所

	交付場所	交付時間	留意事項
即日交付	市役所 市民課	平日 午前8時30分～午後5時	● 48ページの「主な証明書の手数料等」の○印のついた証明書は、午後6時まで市民課窓口で交付しています。
	4地区 コミュニティセンター (千歳、金井、滝山、南沼原)	平日 午前8時30分～午後5時	● 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)、除籍・改製原戸籍、戸籍の附票の写しを交付しています。
	霞城セントラル 市民課証明コーナー	平日 午前9時～午後6時	
	コンビニエンスストア	詳しくは、次表の「コンビニでの証明書交付」をご覧ください。	
20地区コミュニティセンター (後日交付)		受付時間 平日 午前8時30分～午後5時	● 扱っている証明書の種類等については、市民課へお問い合わせください。 ● 交付まで、3日程度のお時間をいただきます。

※住民票の写し、戸籍の証明書等の交付請求の際に、来庁した方の「本人確認」を行っています。身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)をお持ちください(通知カードは本人確認書類とはなりません)。

※住民票については本人または同一世帯以外の方が、戸籍の証明書等については本人または直系親族以外の方が申請書を提出する場合には、請求者本人自署の委任状が必要です。

※広域交付住民票は、本人または同一世帯員以外の方は請求できません。また、請求の際は身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※印鑑登録証明書の交付申請の際は、印鑑登録証または印鑑登録手帳をお持ちください。

コンビニでの証明書交付

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き)をお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から、各種証明書の交付が受けられます。交付手数料が窓口よりも100円お得です。

取扱店舗…セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、イオンリテール、イオン東北 ※マルチコピー機設置店舗に限る。

交付できる証明書	利用時間※	取得できる範囲
住民票の写し	午前6時30分 ～午後11時	本人および本人と同一世帯分
印鑑登録証明書		本人分(印鑑登録をしている方)
課税(所得)証明書	午前6時30分 ～午後11時	本人分(山形市に住所がある方)
戸籍全部・個人事項証明書	平日 午前8時30分 ～午後5時	本人および本人と同一戸籍者分
戸籍の附票の写し		

【取得できないもの】

- 住民票の除票(死亡・転出等)
- 改製された住民票
- 住民票コード記載のもの
- 除籍・原戸籍など、
現在以外の戸籍関係証明書

※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス等による休止日は利用できません。

手続き申請場所	申請者	持参するもの
市民課 3番窓口	本人	☒ 登録する印鑑(注)と1または2 1.身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) 2.印鑑登録申請者が、既印鑑登録者により本人に相違ないと保証された書面(印鑑登録申請書の裏面に印刷してあります) ※1または2がない場合は、郵送で文書照会しますので、官公署の発行した身分証明書と記入済みの回答書を本人が提出してください(即日登録はできません)。
	代理人	☒ 登録者本人の自署による委任状または代理権授与通知書 ☒ 登録する印鑑(注) ※登録申請後、登録者本人あてに郵送で文書照会しますので、登録者と代理人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)と記入済みの回答書を代理人が提出してください(即日登録はできません)。

印鑑登録できる方

- 山形市に住居登録している方(15歳未満の方および意思能力を有しない方は登録できません)

(注) 登録できない印鑑

- 同じ世帯の方がすでに登録している印鑑(異なる印鑑でも、印影が類似していて判別が困難な印鑑も登録できません)
- 1辺の長さが25mmの正方形に収まらないものまたは1辺の長さが8mmの正方形に収まる印影の印鑑
- 摩耗した印鑑 ● 毀損した印鑑 ● 模様入りの印鑑 ● 指輪の印鑑 ● ゴム印
- 屋号職業など氏名以外が刻印されている印鑑など

マイナンバーカード

問 市民課 TEL 641-1212(内線345) FAX 624-8411

マイナンバーカードは、本人の申請により交付されます。個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、さまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

就職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号(マイナンバー)の提示が必要な場合があります。

マイナンバーカードがあれば、1枚で番号確認と本人確認が可能となります。

マイナンバーカードの発行手続き

- ①「マイナンバー(個人番号)カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」を記入します。
- ②顔写真を添付の上、同書類に同封されていた返信用封筒を使用し郵送します。これで申請は完了です。
※申請はパソコンやスマートフォンからも可能です。なお、交付申請書は市民課で再交付します。
2. 約1カ月後、「マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書」がご自宅に届きます。
こちらに申請者の住所、氏名を記入してください。
3. 市役所1階マイナンバーカード交付窓口に、予約をした上で交付通知書と申請者本人の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)を持参し、暗証番号を入力後、窓口でカードを交付します。

公的個人認証サービス

問 市民課 TEL 641-1212(内線345) FAX 624-8411

申請・届け出等の手続きをインターネット等のできるようにするため、電子証明書を利用して申請者本人であることを確認するサービスです。

- 現在使用できる電子申請手続き
国では国税関係をはじめ、登記事務など各省庁の申

請事務が電子申請できるようになっています。

※詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。



電子証明書の発行手続き

申請場所	手数料	申請者	申請に必要なもの
市民課 3番窓口	初回発行 無料	本人	☒ マイナンバーカード ☒ 暗証番号
	再発行 200円	代理人	代理人による申請について詳しくは、市民課へお問い合わせください。

原付自転車(125cc以下のバイク)等の標識(ナンバー)交付

問 市民課5番窓口 TEL 641-1212(内線344) FAX 624-8411

申請の種類	申請に必要なもの
交付(登録)	☒ 販売店からの販売証明書、廃車証明書、車台番号トレース(写真)のいずれか ☒ 運転免許証など所有者の住所が確認できるもの(住所が市外の場合)
返納(廃車)	☒ 標識(ナンバープレート) ☒ 標識交付証明書(保管されてある場合)
車体変更	☒ 販売店からの販売証明書、廃車証明書、車台番号トレース(写真)のいずれか

住居表示の届け出

問 市民課5番窓口 TEL 641-1212(内線344) FAX 624-8411

住居表示実施区域内に建物を新築・増改築した際は、住所として用いる住居番号を決めるための届け出が必要です。案内図・配置図・各階平面図を持参し、届け出をしてください。

住宅用家屋証明

問 市民課5番窓口

TEL 641-1212(内線344) FAX 624-8411

自己の居住の用に供する住宅を新築または取得し、1年以内に登記する場合、登録免許税の軽減を受けるための証明です。申請方法など詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

外国人住民に関する届け出

特別永住者証明書の記載内容の変更

問 市民課3番窓口

TEL 641-1212(内線345) FAX 624-8411

次の場合には、届け出が必要です。

手続きにはそれぞれ必要な書類等がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

申請の種類(主なもの)	申請期間	申請に必要なもの
氏名や国籍などが変わったとき	変更したときから14日以内	☒ 特別永住者証明書 ☒ パスポート ☒ 写真 ☒ 変更を証する資料(氏名変更の証明書など)
有効期間の更新	更新期間内	☒ 特別永住者証明書 ☒ パスポート ☒ 写真
特別永住者証明書を紛失したとき	紛失が分かったときから14日以内	☒ パスポート ☒ 写真 ☒ 紛失を証明する資料(遺失物届出証明書など)
汚損・毀損による再交付申請	著しい汚損・毀損のとき	☒ 特別永住者証明書 ☒ パスポート ☒ 写真

※写真は縦4cm×横3cmの顔写真1枚(16歳未満の方は不要)

外国人住民の届け出等に関する問い合わせ先

内容	問い合わせ先・電話番号等
在留カードに関する手続き (在留期間の更新、在留資格の変更、記載内容の変更など)	仙台出入国在留管理局 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎 TEL 022-256-6076
外国人登録原票に関わる開示請求 (履歴等の証明)	出入国在留管理庁 総務課 出入国情報開示係 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F TEL 03-5363-3005

内容

問い合わせ先・電話番号等

帰化の手続き

山形地方法務局
 〒990-0041
 山形市緑町1-5-48
 山形地方合同庁舎
 TEL 625-1617

おくやみ窓口

死亡後の手続きサポート窓口

問 市民課4番窓口 TEL 641-1212(内線405) FAX 624-8411

ご遺族の方を対象に市役所での各種手続きに不安がある場合、ワンストップでサポートする窓口を開設しています。

※おくやみ窓口は事前予約制(先着順)です。

希望日の5営業日前までにご予約ください。

おくやみ窓口の対応時間 (4つの時間帯・各時間帯1~2組対応)

①午前9時15分~ ②午前10時45分~

③午後1時30分~ ④午後3時~

詳しくは、死亡届の届け出時に配布する「おくやみハンドブック」や山形市公式ホームページをご覧ください。

斎場

問 市民課 TEL 641-1212(内線242) FAX 624-8411

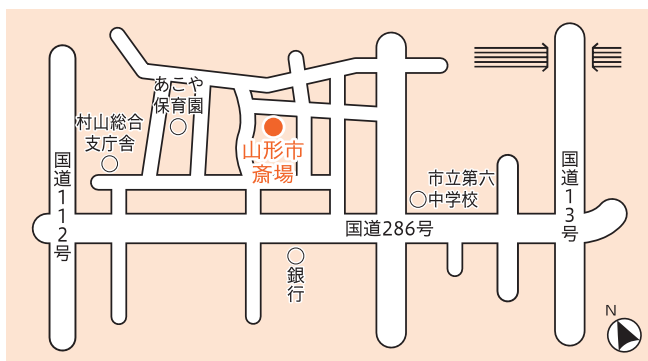
山形市斎場

問 TEL 641-2252 FAX 641-9742

所在地:寿町8-24

火葬開始時間 午前9時30分~午後4時

この時間帯の予約が埋まっている場合、亡くなられた方が山形市民の場合に限り、午前9時火葬開始と午後4時30分火葬開始の時間が利用できます。





年金・保険・税金

国民年金

問 市民課

TEL 641-1212(内線401) FAX 624-8411

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後の生活や、病気やけがで障がい者になったときの生活をお互いに協力して支え合う制度です。

加入者は3つのグループに分けられます

▶ 第1号被保険者

- 自営業、農業、学生などの方

国民年金保険料は日本年金機構から送られる納付書や口座振替等で納めることになります。

▶ 第2号被保険者

- 会社員や公務員など厚生年金に加入している方の厚生年金保険料は給料から差し引かれ、国民年金の保険料は、加入している年金制度からまとめて支払われますので、個人で納める必要はありません。

▶ 第3号被保険者

- 会社員等の第2号被保険者(厚生年金の加入者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料は、配偶者の加入している年金制度からまとめて支払われますので、個人で納める必要はありません。

届け出事項の変更

次の場合には、届け出が必要です。

こんなとき	手続き内容	届け先
退職したとき	国民年金に加入する手続きをする (被扶養配偶者も同じ)	市民課
結婚・退職等で厚生年金に加入する配偶者の扶養になるとき	第3号被保険者へ変更の手続きをする	配偶者の勤務先
出産する・したとき	第1号被保険者の産前産後期間の免除申請をする	市民課

こんなとき	手続き内容	届け先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ変更の手続きをする	市民課
保険料を納めるのが困難なとき	免除や猶予の申請をする	市民課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市民課

国民年金(給付)のいろいろ

全ての年金は、受給資格があっても本人の請求がなければ支給されません。忘れずに請求しましょう。

▶ 老齢基礎年金

国民年金の保険料を納付した期間、免除期間、厚生年金保険の加入期間、共済組合の加入期間、第3号被保険者期間などを合わせて10年以上ある方が、原則として65歳になってから受給することができます。

▶ 障がい基礎年金

20歳前や国民年金の被保険者期間、まだ老齢基礎年金を受けていない60歳以上65歳未満に初診日があり、その障がいの程度が障がい年金「1・2級」に該当する方に支給されます(初診日までの納付要件審査等があります)。

※障がい年金と障がい者手帳の等級は異なります。

▶ 遺族基礎年金

国民年金加入中の被保険者および老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合、18歳に達する年度末までの子(障がい者は20歳未満)がいる配偶者またはその子に支給されます。

ただし、死亡した方の納付要件等があります。

▶ 寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が、65歳前に年金を受けずに死亡した場合、生計を維持され、婚姻関係が10年以上ある配偶者に、60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は夫の老齢基礎年金の4分の3です。

死亡一時金

第1号被保険者期間の保険料納付月数が36カ月以上の方で、年金を受け取らずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※遺族年金等を受給する場合は、請求できない場合があります。

※一部免除等で納付した月数も一定割合で納付月数に算入されます。

特別障がい給付金

障がい基礎年金等を受給されていない方で、

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった

被用者(厚生年金保険、共済組合等の加入者)の配偶者

- ①②のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障がい年金1・2級相当の障がいの状態にある方に支給されます(所得により支給停止されることがあります)。

老齢基礎年金の請求手続き

老齢基礎年金を請求する場所

請求・添付書類については、それぞれご確認ください。

- 国民年金(第1号被保険者)にのみ加入していた方…市民課
- 共済年金にのみ加入していた方…各共済組合
- 国民年金第3号被保険者期間がある方、厚生年金に加入していた方…山形年金事務所

※2つ以上の年金制度に加入したことがある方は、山形年金事務所(TEL 645-5111)へお問い合わせください。

年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の受給者の方に対して、年金に上乗せして支給されます。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請者・配偶者・世帯主の所得が審査対象となり全額免除や一部免除(4分の3、半額、4分の1)と、申請者・配偶者の所得が審査対象となる納付猶予制度(50歳未満対象)があります。

未納のままにせず、市民課へ申請してください。

学生納付特例制度

学生の場合、本人の前年所得が一定額以下であれば、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。市民課へ申請してください。

※対象とならない学校もあります。

知って得する国民年金

高齢任意加入

受給資格(10年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも任意加入することができます。

付加年金

第1号被保険者で、より多くの年金受給を希望する方は、定額保険料に付加保険料(400円)を上乗せして納めることで老齢基礎年金と合わせて、納めた付加保険料総額の半分の額を付加年金として毎年受給することができます。国民年金基金との同時加入はできません。

国民年金基金制度

問 全国国民年金基金南東北支部

☎ 0120-65-4192 FAX 022-721-5577

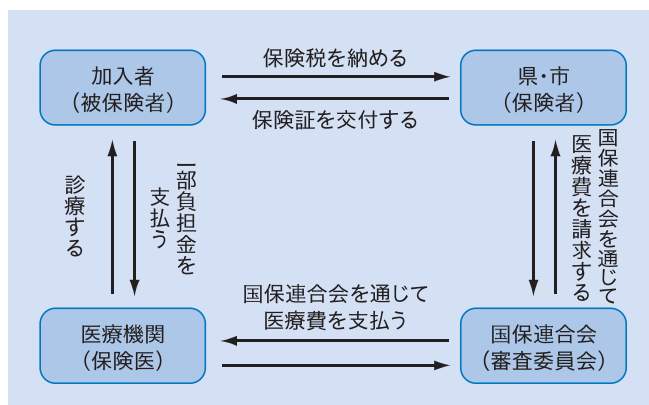
自営業者などの国民年金第1号被保険者の方がゆとりある老後を過ごすことができるよう基金に加入し、掛け金を積み立てることで、基礎年金に上乗せして年金の支給を受けることができます。ただし、保険料を免除または猶予されている方、農業者年金に加入している方等は加入できません。

国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場を退職したりして、いずれの健康保険にも加入していない方が加入します。

国民健康保険の仕組み

国保の仕組みは、下の図のようになっています。医療費の一部を支払うだけで診療が受けられ、残りは国保(山形市)から医療機関に支払われます。



国民健康保険の給付

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

病気やけがで診療を受けるとき、保険証、高齢受給者証(70歳～74歳の方)を提示すれば一部負担金(かかった費用の2～3割、下記の表を参照)を支払うだけで受診できます。ただし、年齢により費用の負担割合は変わります。

▶70歳～74歳の方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。医療機関を受診する場合は、必ず「保険証」と「高齢受給者証」の両方をお持ちください。

医療費を全額支払ったとき(療養費の給付)

次のような理由でいったん全額を支払った場合に、申請により保険適用分の7割相当額(就学前は8割、70歳以上は8割～7割)が支給されます。

- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代
- 急病などの緊急その他やむを得ない理由で、医療機関に保険証を提示できなかったとき
- 海外旅行中などに国外で診療を受けたとき(海外療養費)。ただし、診療が目的で渡航した場合は支給されません。

0歳～就学前	～69歳	70歳～74歳
2割	3割	2割または3割

※所得によって負担割合が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

その他の給付

- 出産育児一時金…488,000円(産科医療補償制度に加入している場合の出産は500,000円)
加入者が出産したとき、世帯主に支給されます。
- 葬祭費…50,000円
加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に支給されます。
※2年を過ぎると、療養費、出産育児一時金、葬祭費の申請ができません。早めに申請してください。

高額療養費支給制度

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

1カ月の医療費の自己負担が限度額を超えたときは、申請することにより、超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢と所得に応じて違います。

高額療養費の申請

高額療養費に該当する場合は、受診した月の約2カ月後に申請のお知らせを送ります。必要書類(病院の領収書など)を持参の上、申請してください。

1.70歳～74歳の方の場合

外来の場合は、全ての自己負担を合算して表1の限度額(A)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

入院の場合は、表1の限度額(B)までの支払いとなります。外来と入院の自己負担を合算して、表1の限度額(B)を超えたとき、または、同一世帯の70歳～74歳の国保加入者の自己負担を合算して、表1の限度額(B)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

▶計算上の注意

- ①診療を受けた月ごとに計算します。
(月の1日から月末まで)
- ②入院したときの食事代や差額ベッド代等は対象になりません。

●1カ月の自己負担限度額(70歳～74歳) (表1)

区分	限度額(A) 外来(個人単位)	限度額(B) 入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費－842,000円)×1% (140,100円)(注1)	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費－558,000円)×1% (93,000円)(注1)	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費－267,000円)×1% (44,400円)(注1)	
一般課税所得 145万円未満	18,000円 (年間144,000円上限)(注3)	57,600円 (44,400円)(注1)
低所得者 (注2)	Ⅱ 8,000円 Ⅰ	24,600円 ----- 15,000円

※区分の判定は、療養を受けた月が1～7月の場合は前々年、8～12月の場合は前年の所得により行います。

注1 ()内の金額は、過去12カ月以内に3カ月以上、限度額に達した場合の4カ月目以降の限度額です。

注2 低所得者Ⅱは、市民税非課税世帯の方。低所得者Ⅰは、市民税非課税世帯で、同一世帯の世帯主および国保加入者全員が所得0円の世帯の方。

※「所得」とは、それぞれの方の給与や年金などの収入から、必要経費・控除額(公的年金については控除額80万円)を差し引いたものです。例えば、公的年金だけで生計を立てて、家族それぞれの年金収入が80万円に満たない場合はこの区分の対象となります。

注3 1年間(8月から翌7月)の限度額です。

月の途中で75歳になった方の限度額について

表1の(A)、(B)にある限度額の2分の1になります(誕生日が1日の方は除く)。

2.70歳未満の方の場合

一つの世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担を合算して、表2の限度額(C)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

▶計算上の注意

- ①診療を受けた月ごとに計算します(月の1日から月末まで)。
- ②医療機関等ごとに計算します。
- ③同じ医療機関でも内科と歯科は別に計算します。
- ④同じ医療機関でも入院と外来は別に計算します。
- ⑤院外処方箋で調剤を受けたときは、処方した医療機関と合算できます。
- ⑥入院したときの食事代や差額ベッド代等は対象になりません。

●1カ月の自己負担限度額(70歳未満の方) (表2)

区分	国保世帯全体(C)	
ア	所得(注4)が901万円を超える世帯および所得の申告がない世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(140,100円)(注6)
イ	所得(注4)が600万～901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(93,000円)(注6)
ウ	所得(注4)が210万～600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(44,400円)(注6)
エ	所得(注4)が210万円以下の世帯	57,600円(44,400円)(注6)
オ	市民税非課税世帯(注5)	35,400円(24,600円)(注6)

※区分の判定は、療養を受けた月が1月～7月の場合は前々年、8月～12月の場合は前年の所得により行います。

注4「所得」とは、保険税の基礎控除後の総所得金額。

注5「市民税非課税世帯」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者が市民税非課税世帯の方。

注6()内の金額は、過去12カ月間に3カ月以上、限度額に達した場合の4カ月目以降の限度額。

▶高額療養費貸付制度

(受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～2時30分)

高額療養費の支給を受けられる方が、医療費の支払いが困難なときには、高額療養費支給予定額の9割を無利子で借りることができます。

事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示もしくは、マイナ保険証を利用すると、窓口での一部負担金の支払いが限度額までで済みます。詳しくは、次ページの「医療機関等での窓口負担の軽減」をご覧ください。

※2年を過ぎると高額療養費の申請はできませんので、早めに申請してください。

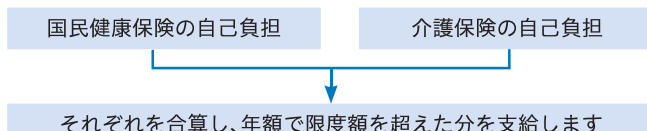
高額医療・高額介護合算制度

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

医療保険、介護保険それぞれ月額で限度額が設けられていますが、さらにそれらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が支給されます。



※医療保険、介護保険の両方のサービスを利用している場合が対象となりますので、どちらか一方しか利用していない場合は対象外です。

▶計算上の注意

- ①計算の対象となる自己負担は、月額の高額療養費における自己負担の考え方と同じです。
 - ②月額で高額療養費に該当している場合の自己負担は、限度額の金額で計算します。
- ※①②については 54ページ、高額療養費支給制度の「▶計算上の注意」をご覧ください。

●所得や年齢に応じて限度額が決まります

国民健康保険、介護保険それぞれの自己負担額を合算し、年額で自己負担額が次の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

●限度額(年額:8月1日から翌年7月31日まで)

▶70歳～74歳(平成30年8月診療分から適用)

区分(注1)	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般所得者	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ(注2)	19万円

※区分の判定は7月31日に属している世帯の前々年の所得により行います。

注1 限度額における区分については、54ページ、高額療養費支給制度の限度額の表1をご覧ください。

注2 低所得者Ⅰの世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は低所得者Ⅱとします。

70歳未満

区分(注3)	自己負担限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

※区分の判定は7月31日に属している世帯の前々年の所得により行います。

注3 限度額における区分については、55ページ、高額療養費支給制度の限度額の表2をご覧ください。

山形市の国民健康保険と介護保険を利用している方で、高額医療・高額介護合算制度に該当すると思われる方には、申請のお知らせを送付します。

ただし、対象期間内に下記に該当する方にはお知らせできない場合があります。

- 他の市町村から山形市に転入した方
- 他の医療保険から国民健康保険に移った方

マイナ保険証をご利用ください

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

令和6年12月2日から現行の保険証は廃止になります。廃止後は、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)、資格確認書、発行済の保険証(有効期限まで)のいずれかで保険診療等が受けられます。

過去のお薬情報などに基づく最適な医療が受けられるなどのメリットがありますので、マイナ保険証をご利用ください。

医療機関等での窓口負担の軽減

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

70歳未満の方と、70歳～74歳までの低所得者Ⅱ、Ⅰまたは現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの区分に該当する方は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示もしくはマイナ保険証を利用することにより、医療費の自己負担額の支払いが高額療養費の自己負担限度額(54・55ページの表参照)までの負担で済みます。限度額適用認定証等の交付を受けるためには、診療前に申請手続きが必要です。

申請手続きには、診療を受ける方の保険証、マイナンバーが分かるものをお持ちください。マイナ保険証を利用する場合は、手続き不要です。

入院時食事負担の軽減

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

入院中の食事の負担金は右上の表①のとおり1食当たり460円ですが、表の②、③、④に該当する方が、「限度

額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示することにより、入院時の食事代が軽減されます。入院前に認定証の申請が必要です。

申請の際には、入院する方の保険証、マイナンバーが分かるものをお持ちください。②、③に該当する方で90日を超える入院の場合は、90日を超えたことが分かるもの(領収書、請求書による日数または入院証明)が必要です。

①一般世帯(②③④以外の方)		460円 ※1
②市民税非課税世帯 (55ページ 注5参照) ③70歳以上の方で低所得Ⅱの方 (54ページ 注2参照)	90日を超えない入院	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月間の入院日数)※2	申請により 160円
④70歳以上の方で低所得Ⅰの方 (54ページ 注2参照)		100円

※表中の食事負担金は、令和6年4月時点

※1 特定の条件に該当する方は260円。

※2 入院期間に食事療養減額認定の確認を受けた方が対象。

国民健康保険税

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線354) FAX 624-8396

令和6年度の国民健康保険税は次の通りです。

①医療分(加入者全員が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×9.42%)
均等割額	一人当たり年額22,800円
平等割額	一世帯当たり年額26,700円

合計が65万円を超えるときは、65万円になります。

+

②後期高齢者支援金分(加入者全員が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×2.79%)
均等割額	一人当たり年額6,700円
平等割額	一世帯当たり年額8,400円

合計が24万円を超えるときは、24万円になります。

+

③介護分(加入者で40～64歳の方が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×2.08%)
均等割額	一人当たり年額13,600円

合計が17万円を超えるときは、17万円になります。

※所得割額のAは(前年の所得-43万円)です。

前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、控除額が異なります。

※保険税の年額は医療分・後期高齢者支援金分・介護分を合計した額です。

※未就学児に係る均等割額は、①と②の均等割額の5割です。

※出産被保険者に係る均等割額・所得割額は、産前産後期間(4カ月)分が届け出により減額されます。

▶ 保険税の減免制度

災害やその他特別な事情により保険税の支払いが困難なときは、申請により保険税の減額や免除が認められることがあります。早めにご相談ください。

※納期は 61・62ページをご覧ください。

保険証の再交付

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

保険証の再交付は、市役所1階7番窓口での受け付け後、原則、郵送による交付になります。ただし、次のような場合は窓口で即日交付します。

▶ 窓口に来る方が世帯主本人または世帯主と同じ世帯の方で、官公署などが発行する写真付きの身分証明書(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、身体障がい者手帳、マイナンバーカードなど)により本人確認ができた場合。

汚れたり、破れたりした場合は、その保険証もお持ちください。

※届け出の際は、世帯主と再交付する方の個人番号(マイナンバー)の申し出が必要です。印鑑は必要ありません。

こんなときは14日以内に届け出を

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

こんなとき	必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	☑ 職場の健康保険をやめた日が分かる証明書(資格喪失連絡票など)
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	☑ 被扶養者でなくなった日が分かる証明書(資格喪失連絡票など)
他の市区町村から転入してきたとき	
子どもが生まれたとき	
生活保護を受けなくなったとき	☑ 生活保護廃止証明書
国保に入るとき	
国保をやめるとき	
職場の健康保険に入ったとき	☑ 国保と職場の両方の保険証全員分
職場の健康保険の被扶養者になったとき	☑ 国保と職場の両方の保険証全員分

こんなとき	必要なもの
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき ☑ 保険証
	国保の加入者が死亡したとき ☑ 保険証
	生活保護を受けることになったとき ☑ 保険証 ☑ 生活保護受給証明書
変更があったとき	世帯全部または一部の人住所を変更したとき ☑ 保険証
	世帯主、世帯、氏名などが変わったとき ☑ 保険証
その他	修学のため他の市区町村へ転出するとき ☑ 保険証 ☑ 学生であることが分かる証明書
	学生用保険証の交付を受けている人が卒業したとき ☑ 保険証

※届け出の際は、本人確認書類をご持参ください。

※上記の届け出の際は、世帯主と届け出対象者全員分の個人番号(マイナンバー)の申し出が必要です。

特定健康診査・特定保健指導の実施

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線356) FAX 624-8396

生活習慣病等を中心とする疾病予防、健康の保持・増進のため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施します。

▶ 特定健康診査

- ▶ 40歳～74歳の国保加入者の方へ直接案内を送付します。
- ▶ 公民館・コミュニティセンターや医療機関で受診できます。

▶ 特定保健指導

- ▶ 特定健康診査の結果から、対象者を判定します。
 - ▶ 国保加入者の対象者へ直接案内を送付します。
 - ▶ 生活習慣改善のためのサポートをします。
- ※特定健康診査および特定保健指導は、ご加入の医療保険者の案内に従ってください。

後期高齢者医療制度 (75歳以上の高齢者の医療)

問 国民健康保険課

TEL 641-1212(内線359) FAX 624-8396

75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)の方は、後期高齢者医療制度で受診することになります。医療機関で受診する際は必ず保険証を提示してください。

運営主体

山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体です。広域連合が、医療の給付や保険料の決定等を行う保険者となります。山形市は広域連合と連携して、窓口業務や保険料の徴収等を行います。

加入者

75歳以上の方および65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合から認定を受けた方です。75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の対象となります。65歳以上で一定の障がいがある方は、広域連合から認定を受けた日から対象となります(認定を受けるためには、国民健康保険課窓口で申請が必要です)。

保険料の計算

保険料を決める基準は、原則、県内均一で、2年に1回見直しを行います。

年間保険料額 = (令和6・7年度)
所得割額(所得に応じた計算)
(前年の所得 - 43万円)
(年収153万~211万円相当以下の方)
× 8.68%
(それ以外の方)
× 9.43%
+ 均等割額(加入者全員が公平に負担)
47,600円

※後期高齢者医療制度へ加入する前日において、被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は保険料の特別軽減があり、加入から2年間保険料が軽減されます。

※所得の少ない世帯の方には保険料の軽減があります。

※賦課限度額は、令和5年度末時点で後期高齢者医療の被保険者だった方は年73万円、令和6年度新たに75歳に到達する方は年80万円です。

保険料の納め方

保険料は、原則として年金からの差し引きとなります(特別徴収)。ただし、新たに後期高齢者になられた方や年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方等は、納付書または口座振替で納めることになります(普通徴収)。

希望により、特別徴収から普通徴収に納付方法を変更することができます。その場合は、事前に金融機関窓口と国民健康保険課での届け出が必要です。

自己負担割合

医療費の自己負担割合は、現役並み所得世帯の方は3割、一定以上所得世帯の方は2割、それ以外の方は1割負担となります。

現役並み所得とは、住民税課税標準額が145万円以上の方、一定以上所得とは住民税課税標準額が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上の方です。

ただし、住民税課税標準額が145万円以上の方でも一定の基準・要件を満たす場合、自己負担割合が下がる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。

高額療養費の申請

同じ月に支払った医療費の一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として払い戻されます。高額療養費に該当した場合は、申請のご案内をお送りしますので、申請後、審査の上支給となります。一度申請すると、次回以降高額療養費に該当した場合は、自動的に申請した口座に振り込みとなりますので、それ以降の手続きは必要ありません。高額療養費の支給は、診療月の約4カ月後です。

【高額療養費の自己負担限度額】

所得区分	1カ月ごとの限度額※1	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% (140,100円) ※2	
現役並み所得Ⅱ	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% (93,000円) ※2	
現役並み所得Ⅰ	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% (44,400円) ※2	
一般(一定以上所得)	18,000円 (年間144,000円上限 ※3) (令和7年9月30日までは配慮措置が適用されます) ※4	57,600円 (44,400円) ※2
一般	18,000円 (年間144,000円上限 ※3)	57,600円 (44,400円) ※2
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳に到達した方の誕生月分の限度額は、2分の1の額(障がい認定で加入している方を除く)になります。

※2 ()内は過去12カ月以内に自己負担限度額を超えた支給が3回あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 一般区分の外来(個人)について1年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

※4 令和7年9月30日までは、1カ月の外来医療費の窓口負担を1割負担額 + 3,000円以内に抑えます。

● 計算の仕方

外来については、個人ごとの計算になり、外来の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。入院を含む場合は、同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全ての外来と入院の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分が払い戻されます。

▶ 高額介護合算療養費制度

世帯の1年間の医療費自己負担額と介護保険自己負担額を合計し、限度額を501円以上超えた場合、申請により超えた金額を支給する制度です。

※1年間は、8月1日～翌年7月31日。

【高額介護合算療養費の自己負担限度額】

所得区分	1年ごとの限度額
	後期高齢者医療＋介護保険
現役並み所得Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得Ⅰ	670,000円
一般(一定以上所得を含む)	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

※高額療養費、高額介護サービス費を適用した後の年間の自己負担額が対象。

▶ 入院時の食事代(一食分)

①一般(一定以上所得を含む)、現役並み所得者(②③以外の方)		460円
②低所得Ⅱ	低所得Ⅱの認定を受けてから 過去1年以内に90日以内の入院	210円
	低所得Ⅱの認定を受けてから 過去1年以内に90日を超える入院 ※山形市へ再申請が必要です。	160円
③低所得Ⅰ		100円

※表中の食事代は、令和6年4月時点。

- 低所得Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の方。
- 低所得Ⅰ 世帯全員が市民税非課税・所得なしで、年金収入が80万円以下の世帯員のみの場合。

低所得Ⅰ・Ⅱの方は、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。認定証を医療機関の窓口提示することで、食事代の減額が受けられます。すでに食事代を支払った場合でも、後日、食事療養費差額支給の請求ができる場合があります。

▶ 資格の取得と手続き(届け出)

次のときには必ず届け出をしてください。転出、転入、死亡等により世帯の構成や所得が変わった場合は、負担割合や自己負担限度額が変わることがあります。その場合は新しい保険証が交付されます。

こんなとき	手続き
他市町村から転入したとき	国民健康保険課へ届け出る
他市町村へ転出するとき	保険証を添えて国民健康保険課へ届ける
山形市内で住所が変わったとき	保険証を添えて国民健康保険課へ届ける
死亡したとき	死亡した方の保険証を添えて国民健康保険課へ届ける ※葬祭費の支給を受けられます。喪主の方による支給申請を忘れずにお願いします。

こんなとき	手続き
生活保護が始まったとき	生活保護受給証明書、保険証を添えて国民健康保険課へ届ける
生活保護が終了したとき	生活保護廃止証明書を添えて国民健康保険課へ届ける
65歳を過ぎて一定の障がいがあり、障がい認定を受けるとき	保険証と、身体障害者手帳等障がいの程度が分かるものと印鑑を添えて認定の申請をする

※後期高齢者医療保険料の納期は 61・62ページをご覧ください。

市税

住民税

問 市民税課 TEL 641-1212(内線307) FAX 624-8898

住民税とは、市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税は、1月1日現在、山形市内に住所がある方に対して、前年中の所得と控除に応じて、均等割と所得割の税額が課税されます。

令和6年度から、国税である森林環境税(一人年額1,000円)が、個人の住民税と併せて課税されます(森林環境税のみ課税される場合があります)。

申告

個人の住民税は、山形市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税いただく仕組みです。

適正な課税を行うために、納税者から、住民税の申告書を市民税課へ提出していただく必要があります。

1月1日現在、山形市内に住所がある方は、次の方を除き、3月15日までに住民税の申告書を提出してください。

▶ 申告する必要のない方

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- ②前年の収入が給与または公的年金のみで、事業所や年金支払者から山形市へ支払報告書が提出されている方
- ②の方で各種控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等)を変更する場合は申告が必要です。

※納期は 61・62ページをご覧ください。

軽自動車税(種別割)

問 市民税課 TEL 641-1212(内線311) FAX 624-8898

4月1日時点で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者と見なされます。

申告

軽自動車等の登録・廃車・変更等の手続きは、次の各窓口になります。あらかじめお問い合わせの上、手続きをしてください。

車種区分	手続き窓口
原動機付自転車 (総排気量125cc以下) 小型特殊自動車(トラクター、フォークリフト等)	市役所1階市民課5番窓口 旅籠町2-3-25 TEL 641-1212 内線344
軽三輪車、軽四輪車、被牽引車	軽自動車検査協会山形事務所 立谷川3-3553 TEL 050-3816-1835
軽二輪車 (総排気量125cc超250cc以下) 二輪小型自動車 (総排気量250cc超) 一部の小型特殊自動車 (山形9で始まる標識番号のもの)	東北運輸局山形運輸支局 漆山字行段1422-1 TEL 686-4711

※納期は 61・62ページをご覧ください。

市たばこ税

問 市民税課 TEL 641-1212(内線311) FAX 624-8898

たばこの製造者、卸売販売業者などが山形市内の小売販売業者に販売したたばこに対し、課税されます。

入湯税

問 市民税課 TEL 641-1212(内線303) FAX 624-8898

入湯税は鉱泉浴場での入湯に対し、入湯客に課税されます。

- 税額 宿泊…1泊ごとに1人150円
(自炊75円、20人以上の団体75円)、
日帰り…1人75円

固定資産税・都市計画税

問 資産税課 TEL 641-1212(内線316) FAX 624-8397

固定資産税は、毎年1月1日時点で、山形市内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

区分	種類	納税義務者
土地	田、畑、宅地、山林、原野、池沼、雑種地など	登記簿、土地補充課税台帳に登録・登録されている方
家屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など	登記簿、家屋補充課税台帳に登録・登録されている方

区分	種類	納税義務者
償却資産	会社や個人で事業を営まれている方が、その事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品など	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

都市計画税は、都市計画区域内の市街化区域内に所在し、固定資産税が課税されている土地・家屋を所有する方に課税されます。

課税標準額

固定資産評価基準に基づき、固定資産の価格を決定します。その価格(評価額)を基に課税標準額を算定します。

- 税額 課税標準額×税率
- 税率 固定資産税…1.4/100(標準税率)
都市計画税…0.3/100

住宅用地の特例(都市計画税を含む)

居住するための家屋が建っている敷地(住宅用地)については、税負担を軽減する特例措置があり、評価額に次の表のとおり、特例率を乗じたものを基に課税標準額を算定します。

課税標準額の特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	6分の1	3分の1
一般住宅用地	3分の1	3分の2

- 小規模住宅用地
住宅用地のうち、1戸当たり200㎡までの敷地
- 一般住宅用地
小規模住宅用地以外の敷地
- 住宅用地の範囲
専用住宅用地(専ら居住用の家屋が建つ敷地)
…その敷地の全部(ただし、家屋床面積の10倍まで)
併用住宅用地(店舗兼住宅など一部居住用の家屋が建つ敷地)
…その敷地の面積(ただし、家屋床面積の10倍まで)
に一定の率を乗じて得た面積に相当する敷地

免税点

山形市内で、同じ方が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税、都市計画税は課税されません。

	土地	家屋	償却資産
免税点	30万円	20万円	150万円

▶ 新築家屋(居住用)に対する固定資産税の減額

● 減額対象面積の割合

居住部分が120㎡を限度として、2分の1相当額が減額になります。

● 適用期間

新築した翌年度から3年間(中高層耐火住宅等で3階建て以上は5年間)

※認定長期優良住宅に該当する場合は、新築した翌年の1月31日までに申告することで5年間(中高層耐火住宅等で3階建て以上は7年間)

● 面積要件

床面積50㎡(一戸建て以外のアパート等は40㎡)以上280㎡以下

● その他

店舗等と居宅を兼ねる併用住宅は、居住部分の床面積が2分の1以上を占めるものに限られ、店舗や事務所部分は減額の対象となりません。

▶ 償却資産の申告

償却資産とは土地、家屋以外の事業用資産で、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

償却資産を所有する方は、毎年1月1日時点で所有している償却資産の内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)を、1月31日までに申告する必要があります。

▶ 縦覧、縦覧期間中の閲覧

● 縦覧

固定資産税の納税者が、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により他の土地や家屋の価格(評価額)との比較を通じて、自己の土地や家屋に対する価格(評価額)が適正かどうかを判断する制度です。期間は、通常4月1日から最初の納期限(61・62ページ参照)までです。

● 縦覧期間中の閲覧

山形市内に土地、家屋、償却資産を所有する方は、本人の固定資産課税台帳(名寄)を縦覧期間中は無料で閲覧(期間外は有料)することができます。

税の証明・閲覧

問 資産税課23番窓口

TEL 641-1212(内線313) FAX 624-8397

税関係証明の窓口は2階23番窓口です。

税関係の証明および閲覧申請時には、必ず窓口に来た方の運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください。所得、納税、固定資産などに関する証明・閲覧は、その内容を他人から守るため、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合には、本人からの委任状が必要です。

また、相続登記等で亡くなった方の証明書を申請する場合は、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)を持参してください。

▶ 市税の証明には次のようなものがあります

証明の種類	内容	区分	手数料
課税・納税に関する証明	○市県民税課税証明(所得証明)	1人1年度につき	300円
	○納税証明(個人・法人)	1人・1法人・1年度につき(固定資産税は所有者単位)	300円
	所在地証明	1件につき	300円
	軽自動車(種別割)納税証明(継続検査用)	—	無料
資産に関する証明	その他証明(酒類販売にかかる証明等)	1人につき	300円
	○固定資産課税台帳(名寄)の写し(土地・家屋・償却資産)	1件・1枚につき	300円
		1枚増すごとに(所有者単位)	100円加算
		3筆まで	300円
	○記載事項証明・評価証明・公課証明	1筆増すごとに(所有者単位)	50円加算
		3棟まで	300円
閲覧	○資産証明	1人・1年度につき(所有者単位)	300円
		1枚につき	B4サイズ 300円 A1サイズ 600円
	図面(字限図)の写し	1枚につき	300円
		1時間増すごとに	100円加算

○印のついた証明は、午後6時まで交付しています(当該年度以外の証明、固定資産課税台帳(名寄)の写し(償却資産)は午後5時までの受け付け)。

※市県民税課税(所得)証明書はコンビニでも交付しています(49ページ参照)。

令和6年度 市税等納期一覧表

納期	税目等	期別	納期限
4月	固定資産税・都市計画税	1期	4月30日
5月	軽自動車税(種別割)	全期	5月31日
6月	市民税・県民税・森林環境税	1期	7月1日
7月	固定資産税・都市計画税	2期	7月31日
	国民健康保険税	1期	
	介護保険料	1期	
	後期高齢者医療保険料	1期	
8月	市民税・県民税・森林環境税	2期	9月2日
	国民健康保険税	2期	
	介護保険料	2期	
	後期高齢者医療保険料	2期	

